

第 7 7 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 8 年 5 月 3 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 2 号中「結核・精神医療給付金」を「結核医療給付金又は精神医療給付金（以下「結核・精神医療給付金」という。）」に改める。

第 1 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「。以下「申請年度」という。」を削り、同条第 3 項中「結核医療給付金又は精神医療給付金（以下「結核・精神医療給付金」という。）」を「結核・精神医療給付金」に改め、同条第 5 項中「保険医療機関等について」を「保険医療機関等において」に改める。

附則第 8 項中「所得について同条第 4 項」を「所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第 4 項」に改め、「に限る。」の次に「以下「特定公的年金等控除額」という。」を加える。

附則に次の 6 項を加える。

（平成 1 8 年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

- 1 5 平成 1 8 年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成 1 7 年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成 1 6 年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 1 4 号）第 1 条の規定による改正前の所得税法第 3 5 条第 4 項に規定する公的年金等控除額（年齢 6 5 歳以上である者に係るものに限る。以下

「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第19条の2の規定の適用については、附則第8項の規定にかかわらず、この規定中「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から28万円を控除した金額)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

(平成19年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

- 16 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第19条の2の規定の適用については、附則第8項の規定にかかわらず、この規定中「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額」とあるのは「地方税法第703条の5第1項の規定の例により算定した総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から22万円を控除した金額)」と、「同法」とあるのは「地方税法」とする。

(平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

- 17 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき(当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について地方税法等の一部を改正する法

律（平成17年法律第5号。以下「平成17年地方税法改正法」という。）附則第2条第3項又は第6条第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第15条第1項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは「合算額から6,000円（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が20万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の100分の3に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

- 18 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成16年12月31日現在において年齢65歳以上の者で、同年及び平成17年の各年の地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（附則第20項において「合計所得金額」という。）が1,000万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成17年地方税法改正法附則第2条第3項又は第6条第3項の規定の適用がある場合を除く。）における第15条第1項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは「合算額から1万5,000円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

（平成19年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

- 19 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたとき（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成17年地方税法改正法附則第2条第5項又は第6条第5項の規定の適用がある場合を除く。）における第15条第1項の規定の適用については、同項中「合算額」と

あるのは「合算額から7,000円（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が20万円に満たない場合には、当該公的年金等に係る所得の100分の3.5に相当する額）を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

20 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又はその世帯に属する被保険者が平成16年12月31日現在において年齢65歳以上の者で、同年及び平成18年の各年の合計所得金額が1,000万円以下であるものである場合（当該世帯主又はその世帯に属する被保険者に係る当該年度分の都民税又は特別区民税の所得割について平成17年地方税法改正法附則第2条第5項又は第6条第5項の規定の適用がある場合を除く。）における第15条第1項の規定の適用については、同項中「合算額」とあるのは「合算額から1万6,000円を控除（当該都民税及び特別区民税に係る所得割の額に相当する金額を限度とする。）した額」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例附則第8項及び第15項から第20項までの規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の算定に係る激変緩和措置を講ずる必要があるので、この条例案を提出いたします。